

## 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

平成27年 3月30日規則第51号

最終改正：令和 8年 3月31日規則第 7号

### (目的)

第 1 条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成27年条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給範囲、支給方法その他条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

### (高所作業手当)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、柵等の防護設備がない箇所で行う作業その他の事務局長が定める作業とする。

### (汚水内作業手当)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、工場の維持管理作業又はその監督の業務（排水処理設備その他事務局長が定める設備に係る作業又は業務に限る。）とする。

### (廃棄物等処理作業手当)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、工場の維持管理作業又はその監督の業務（燃焼設備その他事務局長が定める設備に係る作業又は業務に限る。）のうち、廃棄物又は焼却灰に直接接触して行うものとする。

### (緊急対策業務等手当)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定める緊急の対策業務等は、屋外において行う緊急対策業務等とする。

### (災害応急作業等派遣手当)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項に規定する組合規則で定める職員は、同項に規定す

る区域を管轄する地方公共団体から同項に規定する作業又は業務に対する給与その他の給付を受ける職員とする。

(外国勤務手当)

第8条 条例第9条第2項に規定する外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第9条又は第10条第1項の規定による在勤基本手当の額に相当する額は、別表のアの表の左欄に掲げる職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第1項に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による職務の級の区分に応じ、それぞれ別表のアの表の右欄に掲げる在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「外務公務員基本手当等政令」という。）別表第1第2号の表（総領事館が所在しない勤務地（以下「総領事館非所在勤務地」という。）にあつては、外務公務員基本手当等政令別表第1第1号の表）の号別の欄に掲げる号に該当する当該外国勤務職員の勤務地に係る外務公務員基本手当等政令別表第1第2号の表に掲げる所在地（総領事館非所在勤務地にあつては、当該勤務地が属する外務公務員基本手当等政令別表第1第1号の表に掲げる所在国）に対応する額とする。

2 条例第9条第3項第1号括弧書に規定する限度額は、別表のイの表の左欄に掲げる行政職給料表の職務の級の区分に応じ、別表のイの表の右欄に掲げる外務公務員基本手当等政令別表第2第2号の表（総領事館非所在勤務地にあつては、外務公務員基本手当等政令別表第2第1号の表）の号別の欄に掲げる号に該当する当該外国勤務職員の勤務地に係る外務公務員基本手当等政令別表第2第2号の表に掲げる所在地（総領事館非所在勤務地にあつては、当該勤務地が属する外務公務員基本手当等政令別表第2第1号の表に掲げる所在国）に対応する額とする。

3 外国勤務手当の支給期間中に、外国勤務職員が1の職務の級から他の職務

の級に移ったことに伴い、別表のア及びイの右欄に掲げる号に異動が生じた場合は、その日から新たに定められた号により外国勤務手当を支給する。

- 4 条例第9条第3項第1号の加算額については、事務局長が定める方法により本邦の通貨に換算した額とする。
- 5 条例第9条第3項第2号に規定する加算額は、外国勤務職員が条例第9条第1項に定める勤務の期間中において、当該外国勤務職員の配偶者が当該外国勤務職員の勤務地に到着した日（外国勤務職員の配偶者が当該外国勤務職員の勤務地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該外国勤務職員が同項に定める勤務の期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、加算する。
- 6 条例第9条第3項第3号に規定する組合規則で定める者は、外務公務員給与法第6条第5項各号に規定する者とする。
- 7 条例第9条第3項第3号に規定する加算額は、外国勤務職員の条例第9条第1項に定める勤務の期間中において、当該外国勤務職員の子のうち同号に規定する者（以下「年少子女」という。）が当該外国勤務職員の勤務地に到着した日（当該外国勤務職員の子が当該外国勤務職員の勤務地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該外国勤務職員の条例第9条第1項に定める勤務の期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで加算する。ただし、その期間がやむを得ない事情を除き60日以内である場合は、この限りでない。

8 条例第9条第3項第3号に規定する外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第15条（第3項を除く。）の規定による子女教育手当の額に相当する額は、外国通貨に換算する前の額とする。

（支給日）

第9条 手当（外国勤務手当を除く。）は、その月分を翌月の給料の支給日に、外国勤務手当は、その月分を当月の給料の支給日に支給する。ただし、特別の事情がある場合で、その日に支給することができないときは、別の取扱いをすることができる。

（特殊勤務実績簿）

第10条 事務局長は特殊勤務実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、外国勤務手当は、この限りではない。

（作業日数の計算方法）

第11条 支給額が1日につき定められた手当に係る業務又は作業に従事した日数は、暦日によって計算する。

（施行の細目）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第7号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第13条関係） ア 外国勤務手当

行政職給料表の職務の級	外務公務員基本手当等政令別表第1第2号の表（別表第1第1号の表）の号別の欄に掲げる号
8級	1号（1号）

7級	2号(2号)
6級	3号(3号)
5級	4号(4号)
4級	5号(5号)
3級	6号(6号)
2級	7号(7号)
1級	8号(8号)

別表(第13条関係) イ 外国勤務手当に係る加算

行政職給料表の職務の級	外務公務員基本手当等政令別表第2第2号の表(別表第2第1号の表)の号別の欄に掲げる号
8級	1号(1号)
7級	2号(2号)
6級	3号(3号)
5級	4号(4号)
4級	
3級	
2級	5号(5号)
1級	